

令和3年度春協議
 財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果

整理番号	16	特区名	「森里海連環 高津川流域ふるさと構想」特区		
提案事項の種別	新規 / 拡充				
事業名	海岸漂着物等地域対策推進事業				
事業内容	海洋ごみ(美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。)第2条第3項に規定する「海岸漂着物等」をいう。ただし、水底土砂は除く。)を回収し、海岸の保全・回復に努めるもの				
提案事項の具体的内容	<p>当特区内において処理を行っている海ごみは、現在回収している全体量の一部に留まっており、その処理は海岸漂着物等地域対策推進事業の事業費を充てて対応しているものの、当事業では回収量の3割程度しか処理できていないのが現状である。ついては、海岸漂着物等地域対策推進事業の補完とともに、現在回収事業を導入できていない急峻な箇所清掃や危険ごみの回収など含めた事業の拡大に対する支援を求めるものである。但し漂着ごみの性質上ホットスポットの移動や漂着量の増減があるため、基本的には現在市で行っている海ごみ全体回収量を基準値とし、実施箇所の拡大や専門業者に委ねる必要のある事業の実施をはかる。</p> <p>財政上の支援が実現した場合、現在市で実施している回収事業については、住民ボランティアによる海ごみ回収事業の推進、海岸漂着物発生抑制調査等海ごみをテーマとした環境学習や環境保全への意識醸成など今後SDGsへと拡がりをもつ事業に移行・深化させ、更なる自然保護・保全をはかることとしたい。</p>				
国と地方の協議 1 回目	担当省庁の対応	B:現行制度で対応可能		担当省庁名	環境省
	担当課名	水・大気環境局海洋環境室			
	国の制度名	(拡充提案、代替制度の提示の際に使用) 地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)			
	担当省庁の見解	(理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点などを記述) 当該補助金においては、各都道府県から要望に応じて、毎年度査定をして交付しているところ。必ずしも要望額を満額で交付できていない状況であることから、引き続き海洋ごみの回収・処理及び発生抑制対策の推進に向けて必要な技術的支援や民間等による新たなノウハウの取り込み等を進めるとともに、十分な財源を確保するよう努力していくので、ご協力をお願いしたい。			
	実施時期	スケジュール			
指定自治体の回答	条件付き了解				
理由等	<p>当地域は森里海(川)連環を基軸に特区指定を受けており上記提案事項に挙げている内容については連環の維持において喫緊の課題であるという認識にあります。また漂着ごみが増加する中、発生源など含めその性質を考慮すると一自治体で処理を担うことは大変難しい状況です。つきましては特に当地域での取組をご理解いただき、例年要望額の9割ほどの決定を受けている本事業について満額の採用を頂くようご配慮頂き、現行の地域負担分の軽減と更なる浄化活動についてご支援賜りますようお願いいたします。今後十分な財源を確保された際には特区の趣旨をご理解いただき補助率の嵩上げも併せてご検討ください。(R2要望事業費2,200千円 決定事業費2,020千円 補助金額1,616千円 市処理量18t/R3要望事業額5,000千円、決定事業額4,535千円 補助金額3,628千円)</p>				
内閣府整理	協議終了				
コメント	<p>環境省から、当該事業には要望額の満額ではないものの、要望額に応じた補助金が算定され、十分な財源を確保するよう努力するとの見解が示されたことから協議を終了する。</p> <p>ただし、要望が実現できないことが明らかとなり、指定自治体が再協議を希望する場合は環境省と改めて協議を行うものとする。</p>				